

アンケート調査票

《整理番号 ○○○○》

あてはまる答えに○印をしてください。その他については、記入欄に記入してください。

問1 あなたが所有または管理されている建物についておたずねします。

【問1－1】 あなたが○○町で所有または管理している建物がありますか？

- A はい ⇒ 問1－2以降にお答えください
B いいえ ⇒ アンケート終了です。ご協力ありがとうございました。

【問1－2】 建物は築後何年程度経過していますか？（1つ）

- A 51年以上(1974年以前築) B 41年～50年(1975年～1984年築)
C 31年～40年(1985年～1994年築) D 21年～30年(1995年～2004年築)
E 20年未満(2005年以降築) F 分からない

【問1－3】 あなたの年齢層を教えてください。（1つ）

- A 20歳代～40歳代 B 50歳代 C 60歳代 D 70歳代 E 80歳代以上

【問1－4】 あなたの職業を教えてください。（1つ）

- A 経営者・自営業 B 会社員・公務員・団体職員
C 派遣社員・パート・アルバイト D 無職
E その他(記入欄 _____)

【問1－5】 建物の使用状況は、どれにあてはまりますか？（1つ）

- A 物置や倉庫として使用 B 別荘として使用
C 賃貸住宅として入居者がいる D 帰省・その他行事等で年何回か使用
E 使用していない F 売りに出している
G 入居者募集中(賃貸用)
H その他(記入欄 _____)
- ⇒ アンケート終了です。協力ありがとうございました。
- ⇒ 問2へ

※以降の質問では、問1－5で「E、F、G、H」と回答された建物を「空き家」といいます。

問2 問1－5でご回答された空き家についておたずねします。

【問2－1】 空き家になってからどのくらいの期間が経ちましたか？（1つ）

- A 1年未満 B 1年～10年 C 11年～20年 D 21年以上 E 分からない

【問2－2】 空き家となった主な理由を教えてください。（1つ）

- A 居住者が亡くなった B 居住者が行方不明になった
C 居住者が引っ越した(家族の仕事のため) D 居住者が引っ越した(親族と同居のため)
E 居住者が引っ越した(賃貸借契約の解約後入居がない) F 居住者が入院(入所)した
G その他(記入欄 _____)

【問2－3】 空き家の状態はどうですか？（1つ）

- A そのまま住むことができる B 修理しないと住めない
C 劣化がひどく、住めない D 分からない

【問2－4】 空き家は管理できていますか？（1つ）

- A 管理できていない ⇒ 問2－5に回答し、問3へ
B 管理できている ⇒ 問2－6に回答し、問3へ
C 分からない ⇒ 問3へ

【問2－5】 問2－4で「A 管理できていない」と回答された方におたずねします。
その主な理由を教えてください。（1つ）

- A 金銭的に余裕がない
B 遠方に住んでいて自分で管理できない
C 体力的に自分で管理できない
D 不動産価値がない(管理費用が無駄になる)
E 誰が管理するか決まっていない
F 遺産分割協議ができていない
G 相談先が不明
H 管理する必要がある(周囲・近隣へ迷惑がかかっていない)
I その他(記入欄 _____)
- ⇒ 問3へ

【問2－6】 問2－4で「B 管理できている」と回答された方におたずねします。
空き家の管理は、どれくらいの頻度で行っていますか？（1つ）

- A 月に1回以上 B 2～3か月に1回以上
C 年に1回以上 D 2～3年に1回程度
E その他(記入欄 _____)
- ⇒ 問3へ

問3 空き家の今後についておたずねします。

【問3－1】 今後、空き家をどうする予定ですか？
(複数回答可)

- A 自分で住む・親族が住む または 別荘として使用 ⇒ 問4へ
B 賃貸などで活用 ⇒ 問3－2に回答し、問4へ
C 売却 または 他人に無償譲渡 ⇒ 問3－3に回答し、問4へ
D 解体 ⇒ 問3－4に回答し、問4へ
E 更地にして国庫に帰属 ⇒ 問3－5に回答し、問4へ
F 当面そのまま ⇒ 問3－6に回答し、問4へ
G 分からない または 未定 ⇒ 問4へ

(問3－1の回答方法)

今後の予定をご回答ください。
たとえば、売却と解体をご検討されているときは、CとDに○印を入れ、問3－3と問3－4にお答えください。

【問3-2】 「賃貸などで活用」するために、ご心配な点はありますか？（3つまで）

- A リフォーム費用 B 収益が上がらない C 家財等の片づけ
D 借り手がつかない E 契約などの手続き F 一度貸し出すと返してもらうのが大変
G 入居者対応(家賃滞納やマナー違反)などが大変 H オーナーとして責任や義務が生じる
I 他人が居住することに抵抗感 J 家族や親族の同意
K 相談先が不明 L その他(記入欄 _____)

【問3-3】 「売却 または 他人に無償譲渡」するために、ご心配な点はありますか？（3つまで）

- A 更地として売却・譲渡するときの解体費用 B 家財等の片づけ C 買い手がつかない
D 契約などの手続き E 家族や親族の同意 F 相談先が不明
G その他（記入欄 _____）

【問3-4】 「解体」するために、ご心配な点はありますか？（3つまで）

- A 解体費用 B 更地にすると土地の固定資産税が上がる C 家財の保管先
D 土地の使い道 E 解体業者が分からない F 家族や親族の同意 G 相談先が不明
H その他(記入欄 _____)

【問3-5】 「更地にして国庫に帰属」するために、ご心配な点はありますか？（1つ）

- A 国庫に帰属する条件(※1)が厳しい
B 手続きの方法が分からない
C その他(記入欄 _____)

※1 条件として、建物の解体、土地の境界確定、土地の抵当権の整理などがあります。

【問3-6】 「空き家の維持・管理を継続」するために、ご心配な点はありますか？（3つまで）

- A 維持・管理の費用 B 建物の管理 C 庭木の管理 D 地域からの苦情
E 周辺への影響 F 家族や親族の同意 G 相談先が不明
H その他（記入欄 _____）

問4 空き家の制度についておたずねします。

【問 4－1】 法律では、危険な空き家に対する「助言」、「指導」、「勧告」（※2）や「命令」の手続きが定められています。空き家の管理が不十分な場合、行政が勧告することで、住宅用地特例が解除され、土地の固定資産税が最大約6倍になることを知っていますか？

- A 知っている B 聞いたことがある(内容は知らない) C 知らない

同封のハンドブックに簡単な説明を載せています。詳しくはホームページ等でご確認ください。

※2 行政は、「助言」⇒「指導」⇒「勧告」⇒「命令」と段階的に改善を促します。
「勧告」は、「指導」よりも強く改善を促します。

【問４－２】 行政は、危険な空き家の所有者に対し、危険を解消するよう指導していますが、一方で、地域からは早期の危険解消を求める声があります。

危険な空き家に対する「勧告」や「命令」は、どのような進め方が良いと思いますか。

- A 勧告ではなく、指導を粘り強く継続し、所有者が自主的に対応するよう促すべきだ。
- B 命令は慎重に行うべきだが、勧告を積極的に進めるのはやむを得ない。
- C 勧告にとどまらず、命令についても積極的に進めるべきだ。
- D その他(記入欄)

【問4-3】 「相続土地国庫帰属制度」を知っていますか？

- A 知っている B 聞いたことがある(内容は知らない) C 知らない

同封のハンドブックに簡単な説明を載せています。詳しくは法務省のホームページ等でご確認ください。

【問4-4】 2024年(令和6年)4月1日から相続登記が義務化されたことを知っていますか？

- A 知っている B 聞いたことがある(内容は知らない) C 知らない

2024年(令和6年)4月1日以前に相続が開始した場合も、義務化の対象(3年の猶予期間あり)です。同封のハンドブックに簡単な説明を載せています。詳しくは法務省のホームページ等でご確認ください。

【問4－5】 空き家（土地・建物）の相続登記は済んでいますか？

- A 相続登記をしていない ⇒ 問4-6へ
- B 分からない
- C 相続登記は済んでいる
- ⇒ 問5へ

【問４－６】 問４－５で「相続登記をしていない」と回答された方におたずねします。
その理由を教えてください。（複数回答可）

- A 費用がかかる B 時間がかかる C 家族や親族の同意がもらえない
D その他(記入欄 _____)

問5 あなたの空き家に関するお考えをお聞かせください。

【問5-1】 空き家に関して困っていることがあれば教えてください。（3つまで）

- A 管理費用が出せない B 資産価値がなく売れない C 空き家の活用方法
D 相続問題 E 親族(身内)に相談できない F 共有者と連絡がとれない
G 家財等の片づけ H 何をすればよいか分からない I 管理や解体の業者がいらない
J 遠方に住んでいて空き家の状態が分からない K 近隣とのトラブル(人間関係等)
L その他(記入欄 _____)

【問5-2】 次の支援制度のうち、利用したいものはありますか？（複数回答可）

- A 除却の補助(危険な空き家の解体費用を補助)
- B リノベーションの補助(移住者・定住者や新婚世帯・子育て世帯による空き家のリフォーム費用を補助)
- C 地域活性化事業の補助
(学区まちづくり推進委員会が空き家を活用する場合、リフォーム、家財・草木の処分費を補助)
- D 空き家バンクへの登録(空き家の物件情報を不動産情報サイトに登録)
- E 市への相談
- F 管理活用支援法人への相談(解体、売却、管理など、空き家の相談内容による専門家を紹介)

同封のハンドブックに簡単な説明を載せています。
制度を詳しく聞きたいなど、市からの連絡を希望される場合はご連絡先をお知らせください。

お名前【 】 ご連絡先(電話番号)【 】

【問5-3】 問5-2の制度以外に、どのような支援が良いと思いますか？（複数回答可）

- | | | |
|--------------|--------------------|-----------|
| A 家財等処分費の補助 | B 相続登記費用の補助 | C 法律相談 |
| D 活用方法の相談 | E 近隣との情報交換 | F 解体業者の紹介 |
| G 不動産仲介業者の紹介 | H 見守り・管理サービスの業者の紹介 | |
| I その他(記入欄) | | |